

# 茨城県報

第6100号

昭和48年3月12日

月曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 規則 (公安委員会)

●茨城県警察組織規則の一部改正	ページ 1
-----------------	----------

### 告示

●療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされるもの等(国民健康保険課)	2
●療養取扱機関の辞退(〃)	3
●農業振興地域整備計画の策定(農政企画課)	3
●江垂土地改良区の設立認可(農地管理課)	4
●土地改良事業の縦覧(2件)(〃)	4
●設立当時の役員である旨の届け出(〃)	5
●土地改良事業の認可(〃)	6
●道路区域の変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始(〃)	7
●道路位置の指定(建築指導課)	7

### (監査委員)

●茨城県監査委員処務規程	8
●茨城県監査委員公印規程の一部改正	10

### 公告

●土地立ち入り測量(用地課)	10
●はしかべ土地区画整理組合の設立(都市計画課)	11
●住宅地造成事業の工事完了(建築指導課)	12
●開発行為の工事完了(〃)	12

## 規則

### (公安委員会)

#### 茨城県公安委員会規則第4号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年3月12日

茨城県公安委員会委員長 新堀正孝

#### 茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則(昭和46年茨城県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 部の分課(第3条~第25条)」を「第2節 部の分課(第3条~第25条の2)」に改める。

第3条中「運転免許課」を「<sup>運転免許課</sup>  
交通機動隊」に改める。

第8条を次のように改める。

(副参事等)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、必要に応じ、部に副参事および技佐を、課および隊に主査および主幹を置くことができる。

2 副参事は、上司の命を受け、特定の事項についての企画、調査および立案に参画し、ならびに特に命じられた困難な事務にあたる。

3 技佐は、上司の命を受け、特定の事項についての企画、調査および立案に参画し、ならびに特に命じられた困難な専門技術にあたる。

4 主査は、上司の命を受け、特に命じられた困難な事項を処理する。

5 主幹は、上司の命を受け、特に命じられた事項を処理する。

第2節中、第25条の次に次の1条を加える。

(交通機動隊)

第25条の2 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 主要道路における交通の指導取締りに関すること。

(2) 特定路線における交通事故処理に関すること。

2 交通機動隊には、必要により分駐所および検問所を置く。

3 前項の分駐所および交通検問所の名称および位置は、別表のとおりとする。

第30条および第31条を次のように改める。

第30条 削 除

第31条 削 除

第32条中「第26条、第28条および第30条に」を「第26条および第28条」に改める。

第41条第2項中「第8条第2項および第3項」を「第8条第4項および第5項」に改める。

付 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第230号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があったものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
322.031.6	48.2.1	菅谷病院	菅谷 浩	西茨城郡岩間町下郷4425の37	48.2.1	全国
362.047.3	48.2.15	総合病院水戸協同病院 鉾田診療所	鯉淵 丈男	鹿島郡鉾田町大字鉾田1635の1	48.2.15	〃

2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
402.007.9	結東 医院	結東 茂樹	筑波郡筑波町北条389	48.2.10	全国
402.027.7	小林 〃	小林 俊	〃 〃 〃 57	48.2.12	〃
382.003.2	陽和堂 沼崎 〃	沼崎 勝	稲敷郡美浦村 大字受領18—9	48.2.16	〃
313.024.8	江面 歯科医院	江面 清	東茨城郡小川町 大字小川1484	48.1.6	東京,千葉, 埼玉,神奈川, 栃木,群馬

茨城県告示第231号

次の機関は、国民健康保険法第47条第1項の規定により、療養取扱機関を辞退したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機関番号	機 関 名	所 在 地	辞退年月日
383.006.0	江 島 歯科医院	稲敷郡阿見町阿見霞台2085—2	48.2.13

茨城県告示第232号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第9条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を策定したので同法第12条の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

広域整備計画書 (猿島地区広域営農団地整備計画)

2 縦覧の期間

昭和48年3月12日から

3 縦覧の場所

茨城県庁

県北農林事務所

鹿行農林事務所

県南農林事務所

県西農林事務所

茨城県告示第233号

新治郡八郷町大字柿岡2009の3に事務所をおく江垂土地改良区の設立を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和48年3月5日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第234号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

市 町 村	実 施 地 区	縦 覧 期 間	縦 覧 の 場 所
美 野 里 町	巴 川 第 9 地 区	昭和48年3月22日から 昭和48年4月11日まで	美 野 里 町 役 場
同 上	羽 鳥 地 区	同 上	同 上

茨城県告示第235号

江戸崎入土地改良区が行なおうとする江戸崎入地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
江戸崎入土地改良区定款の写し  
江戸崎入地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
昭和48年3月22日から昭和48年4月11日まで
- 3 縦覧の場所  
江戸崎町役場

茨城県告示第236号

江垂土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年3月12日

住 所	氏 名	茨城県知事	岩 上 二 郎
			摘 要
新治郡八郷町大字柿岡4456	稲 田 康		理 事 長
〃 〃 大字小屋418	田 中 明		理 事
〃 〃 〃 2446	上 野 金 吾		〃
〃 〃 〃 1996	相 沢 章		〃
〃 〃 大字柿岡4461	谷 田 部 伝 一		〃
〃 〃 〃 4451	谷 田 部 義 雄		〃
〃 〃 〃 4774	小 松 崎 長 太		〃
〃 〃 〃 1293	吉 田 広		〃
〃 〃 〃 1880	大 久 保 喜 一		〃
〃 〃 大字小屋555	鈴 木 多 一		〃
〃 〃 大字上層1068	白 井 山		〃
〃 〃 〃 1660	菊 池 勘 二		〃
〃 〃 〃 1981	海 東 照 一		〃
〃 〃 大字柿岡4071	小 松 崎 亀 市		総 括 監 事
〃 〃 〃 2734	富 田 幸 助		監 事
〃 〃 大字上層2685	足 立 荒 亥		〃

茨城県告示第237号

昭和47年11月24日付で鉾田町長鬼沢仙から認可申請のあつた柳下地区土地改良事業を昭和48年3月3日付で土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和48年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 . 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野 字北山2785番の1から	旧	メートル 最大 5.00 最小 3.00	メートル 1,010.00	
東茨城郡常北町大字上入野 字一丁目4133番まで	新	最大 19.00 最小 12.00	999.00	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 烏山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字那珂 字河内1590番の1から	旧	メートル 最大 6.00 最小 3.50	メートル 422.00	
那珂郡緒川村大字那珂 字南86番の1まで	新	最大 12.00 最小 5.50	420.00	

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字新石下 109番から 結城郡石下町大字大沢新田 114番の4まで	旧	メートル 最大 9.50 最小 5.50	メートル 3,530.00	
結城郡石下町大字新石下 109番から 結城郡石下町大字大沢新田 114番の4まで	新	最大 9.50 最小 5.50	3,530.00	
結城郡石下町大字新石下 109番から 結城郡石下町大字篠山 236番の2まで		最大 33.00 最小 11.00		

茨城県告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和48年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 水戸茂木線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字上入野字北山2785番の1から  
東茨城郡常北町大字上入野字一丁目4133番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年3月12日

- 1 路線名 県道 烏山御前山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字那珂字河内1590番の1から  
那珂郡緒川村大字那珂字南86番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年3月12日

茨城県告示第240号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規  
定に基づき公示する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	48. 3. 12	北相馬郡藤代町大字谷中字本田43—3, 1	4.00	75.80
2	〃	稲敷郡阿見町大字荒川沖鷲野1820—12	4.00	23.56

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員告示第1号

茨城県監査委員処務規程を次のように定める。

昭和48年3月12日

茨 城 県 代 表 監 査 委 員

茨 城 県 監 査 委 員 処 務 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県監査委員条例(昭和39年茨城県条例第34号)第11条の規定に基づき、茨城県監査委員(以下「委員」という。)の職務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 代表監査委員は、知識経験を有する者のうちから委員の協議により選任する。

2 代表監査委員に事故があつたときまたは欠けたときは、あらかじめ代表監査委員が指名した他の知識経験を有する委員がその職務を代理する。この場合において、他の知識経験を有する委員が欠けているときは、議員である委員のうちから代表監査委員が指名した委員がその職務を代理する。

3 代表監査委員の任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

4 代表監査委員は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 事務局長、書記その他の職員(以下「職員」という。)の任免および給与に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 予算の要求に関すること。
- (4) 委員および職員の旅行命令に関すること。
- (5) 委員の協議により決定した監査、検査および審査等(以下「監査等」という。)の日程作成および執行通知に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員にかかる庶務に関すること。

(委員の協議)

第3条 委員相互の連絡調整を図るため、協議会または文書回議により委員の協議を行なう。

2 協議会は、定例会および臨時会とする。

(定例会)

第4条 定例会は、毎月28日に行なう。ただし、その日が日曜日もしくは休日に当たるときまたは



特別の事由があるときは、この限りでない。

（臨時会）

第5条 臨時会は、代表監査委員が必要があると認めるときまたは委員の請求があつたとき、代表監査委員が招集する。

- 2 委員が臨時会の招集を請求する場合は、会議に付する事項ならびに希望する会議開催の日時および場所を代表監査委員に対し、あらかじめ通知するものとする。
- 3 臨時会を開催する場合においては、代表監査委員は会議に付する事項ならびに会議開催の日時および場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

（欠席）

第6条 委員は、病気その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、その旨を会議の前日までに代表監査委員に届け出なければならない。

（議事日程）

第7条 議事日程は、代表監査委員の命を受けて事務局長が作成する。

（出席者）

第8条 協議会は、必要があると認める場合は、事務局職員の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

（議事録）

第9条 協議会における議事録は、事務局長が作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
  - (2) 会議出席者の職氏名
  - (3) 会議に付した事項とその結果、報告事項およびその他の事項
  - (4) その他協議会または委員において必要と認めた事項
- 2 前項の議事録は、委員の署名を受けなければならない。

（協議事項）

第10条 次に掲げる事項を定めるに際しては、あらかじめ第3条の規定による協議を経なければならない。

- (1) 規程等の制定および改廃に関すること。
- (2) 監査等の年間計画および実施方針に関すること。
- (3) 監査の請求または要求に基づく監査の実施および結果の措置に関すること。
- (4) 監査等の結果の報告および公表ならびに意見の提出に関すること。
- (5) 職員の賠償責任の有無および賠償額の決定ならびに賠償責任の免除の意見に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか委員が必要と認める事項

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

茨城県監査委員告示第2号

茨城県監査委員公印規程 (昭和36年茨城県告示第2号) の一部を次のように改正する。

昭和48年3月12日

茨 城 県 代 表 監 査 委 員

茨城県監査委員公印規程の一部を改正する規程

第2条中「茨城県代表監査委員印, 」を「茨城県代表監査委員印, 茨城県代表監査委員職務代理者印, 」に改める。

別表中

|                                       |                |                                       |                    |   |
|---------------------------------------|----------------|---------------------------------------|--------------------|---|
| 茨城県監査委員<br>事務局長之印                     | 24ミリメートル<br>平方 | 茨 城 県<br>監 査 委 員<br>事 務 局 長           | 公 文 書 用            | を |
| 茨 城 県 代 表<br>監 査 委 員 職 務<br>代 理 者 之 印 | 27ミリメートル<br>平方 | 茨 城 県 代 表<br>監 査 委 員 職 務<br>代 理 者 之 印 | 公 文 書 及 び<br>辞 令 用 | に |
| 茨城県監査委員<br>事務局長之印                     | 24ミリメートル<br>平方 | 茨 城 県<br>監 査 委 員<br>事 務 局 長           | 公 文 書              |   |

改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

●土地立入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

- 2 事業の種類 県道石岡笠間線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
西茨城郡岩間町大字泉字石塚, 字池下, 字堤下, 字神木, 字五霊, 字山本, 字南田, 字中村及び字神影地内  
" " 大字市野谷字南田, 字中村及び字神影地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和48年3月12日から昭和48年3月25日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨 城 県
  - 2 事業の種類 県道大津港線道路改良工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
北茨城市関本町大字富士ヶ丘字呑沢及び字揚枝方地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和48年3月12日から昭和48年12月31日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨 城 県
  - 2 事業の種類 県道日立大子線道路改良工事
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
日立市入四間町字竹の内, 字宮の脇, 字西の内及び字梨久保地内
  - 4 立ち入ろうとする期間  
昭和48年3月12日から昭和48年5月31日まで

●はしかべ土地区画整理組合の設立

はしかべ土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき昭和48年3月3日認可したので同法第21条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組合の名称  
はしかべ土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
昭和48年3月3日から昭和52年3月31日まで
- 3 施行地区  
勝田市大字東石川字内後, 字はしかべ, 字東, 字表及び字六つ野の一部
- 4 事務所の所在地  
勝田市大字東石川1370番地

勝田市役所都市計画部区画整理課

5 設立認可の年月日

昭和48年3月3日

6 事業年度

昭和47年度から昭和51年度まで

7 公告の方法

市役所内及市報

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年2月13日に完了したことを公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡茎崎村大字下岩崎井頭987番地, 988番地

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区浜松町1丁目10番17号

産報開発株式会社

代表取締役 中 島 宏

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年2月26日に完了したことを公告する。

昭和48年3月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

那珂郡那珂町大字後台字下野3229番の1, 3229番の3

2 事業主の氏名及び住所

日立市高鈴町2丁目1番3の40号

助 川 忠

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所